

(仮称) 田子小国風力発電事業環境影響評価方法書
に対する環境の保全の見地からの意見

- 1 対象事業実施区域及びその周辺は、他事業者による計画中の風力発電事業の事業実施想定区域と重複しているため、当該事業者と連携し、道路、送電線及び変電設備を共用するなどにより、土地の改変が極力少なくなるように事業を計画すること。
- 2 水質（水の濁り）の調査地点が対象事業実施区域外にのみ選定されており、事業の実施による影響を把握できないおそれがあることから、工事の実施による影響をより受けやすい対象事業実施区域内にも調査地点を選定すること。
- 3 水質（水の濁り）の予測地点が公共用水域となっているため、評価の手法の「(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」に水質汚濁に係る環境基準を追加して評価すること。
- 4 工事に伴う酸性水の発生による影響について、現段階では風力発電設備の設置箇所を対象としたボーリング調査を実施するに至らないことから、環境影響評価項目として選定しないとしているが、今後のボーリング調査時及び工事に際して掘削土のモニタリングを確実に実施するとともに、酸性水発生の可能性がある場合は、環境保全措置を検討すること。
- 5 事業の実施により、対象事業実施区域及びその周辺における携帯電話等の通信状況に影響を及ぼすおそれがあることから、施設の稼働に係る環境影響評価項目として電波障害を選定し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 6 哺乳類、コウモリ類、鳥類及び昆虫類の調査について、対象事業実施区域の東部の風力発電設備の設置予定範囲周辺は広範囲にわたっているにもかかわらず、調査地点が十分に配置されていないため、これら動物の生息状況を適切に把握できないおそれがあることから、複数の専門家から意見聴取した上で、調査地点を追加すること。

- 7 対象事業実施区域及びその周辺には、アカモズ、ウズラ、オオジシギが生息している可能性があるため、生息状況を正確に把握すること。また、これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、風力発電設備の配置を再検討すること。
- 8 猛禽類の調査地域について、クマタカ及びオオタカの非営巣期高利用域を包含する1.5km程度の範囲としているが、対象事業実施区域及びその周辺には、これらの種のほかイヌワシも生息している可能性があるため、イヌワシの非営巣期高利用域についても考慮するとともに、専門家から意見聴取した上で適切な調査範囲及び調査地点を設定すること。
- 9 植物相の調査について、春季は3～5月に1回3日間程度実施するとしているが、フクジュソウ等の春植物は開花後に葉や花などの地上部分がなくなり生育が確認できなくなるため、春季における調査回数を複数回にするなど適切な調査時期を設定すること。
- 10 対象事業実施区域及びその周辺の水辺環境に生育する植物について、河川の直接改変はないとしても、流量の変化や水質・底質の変化などにより当該植物の生育環境が徐々に変化するといった間接的な影響が考えられることから、類似事例などを参考に適切に予測及び評価すること。
- 11 風力発電設備の設置予定範囲には、保安林及び奥羽山脈緑の回廊が存在している。風力発電設備の設置に伴う樹木の伐採や土地の改変により、保安林の機能低下や緑の回廊の分断を招き、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、当該設備の配置を再検討すること。